

○大府市中学生海外派遣事業交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、姉妹都市オーストラリア・ポートフィリップ市との友好促進を図るとともに、一定期間生徒を海外へ派遣することにより、視野の広い国際感覚のある心豊かな生徒を育成するため、予算の範囲内において交付する大府市中学生海外派遣事業交付金（以下「交付金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和 4 6 年大府市規則第 7 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第 2 条 交付金の交付の対象となる団体は、大府市中学生海外派遣事業実施委員会（以下「委員会」という。）とする。

(交付対象事業)

第 3 条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、委員会が行う中学生海外派遣事業とする。

(交付対象経費)

第 4 条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(交付金の額)

第 5 条 交付金の額は、交付対象経費で、予算に定める額とする。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

交付対象経費	細分類	内容
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する費用（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	印刷製本費	報告書作成に要する冊子の印刷製本費
旅費	普通旅費	オーストラリアまでの航空運賃等（教職員の日当を含む。）
役務費		事業を行うために必要な通信運搬費及び手数料
その他		就学援助（準要保護）対象生徒の自己負担分に対する支援等